

「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」第7回会議の概要

1 日時・場所

- ・ 平成24年7月3日（火）14:00～16:30
- ・ 札幌市役所本庁舎 14階1号会議室

2 配布資料

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 座席表
- ・ 協議会の規約
- ・ 資料1「家庭ごみ収集方法等に関する調査研究報告書（概要）」
- ・ 資料2「家庭ごみの収集方法等に関するあり方検討委員会 報告書」
- ・ 資料3「共同住宅のごみステーション設置状況」
- ・ 資料4「共同住宅におけるごみ排出マナー改善の取組に関する調査について結果集計」

3 発言要旨

(1) 札幌市より、資料1～4について説明

(2) 討議

- ・ （(社)北海道宅地建物取引業協会 瀧川副会長）ごみパト隊の体制及び活動内容等について教えて欲しい
- ・ （札幌市環境局 小湊業務課長及び事務局の説明）7事務所で90名、各事務所10～16名の職員がいる。軽自動車のワンボックスカーで受け持ち地区（主に連合町内会単位）を巡回パトロールを行い、不適正排出の回収・開封調査・個別指導（排出者を特定できた場合）等を行う。その他、不適正排出を繰り返している箇所については、近隣住民等に対する啓発活動や、共同住宅への専用ごみステーション設置の働きかけ、町内会や共同住宅の管理会社・オーナーなどからのごみステーションに関する新設・分離・統廃合・移設等の相談業務等を行う。

なお、平成23年度1年間のべ指導件数は、開封調査数95,298件、排出者特定14,109件、個別指導12,334件である。

- ・ （瀧川副会長）指導後は改善されるのか。
- ・ （小湊業務課長）必ず全ての指導ですぐに効果が出るとは限らないが、改善が見られない場合は繰り返し指導するなど、確実に効果がある。なお、効果がなかなか上がらないごみステーションは固定化しており、全市に3,000カ所ほどある。このごみステーションに対する指導強化について、地域と一体になって全市的に改善に向け取り組み始めたところである
- ・ （瀧川副会長）マナー違反が常態化しているようなごみステーションに

関しては、マナーを守るつもりのない悪質なマナー違反者に対して指導の効果は薄いと思われるが。

- (小湊業務課長) 札幌市だけの力では限界があり、町内会などの地域や、共同住宅の管理会社・オーナー等と協力して、対策を進めていきたいと考えている。

なお、状況は有料化直後と比較するとずいぶんと改善してきており、共同住宅への専用ステーション設置によるマナー意識・責任感の向上や排出改善もみられる。

- (小湊業務課長) 管理会社として、日頃のごみステーション管理で苦労されている点などをお聞かせいただきたい
- (株)常口アトム 鹿田不動産管理部センター長) 苦情は、町内会・入居者等から来る。内容は、ごみステーションにごみがいっぱいで捨てられない、カラス等によるごみの散乱、冬季間の積雪でごみが捨てられないなど。中には、町内会などから、「今すぐ来てきれいにしろ」と言った強いクレームを受けることもある。管理会社としては、件数が多い・時間がかかる・生ごみ等の汚いものが多い等の理由で、個人名の入ったはがきが見えるなど簡単に個人が特定できる特殊な場合を除き、ごみパト隊のように開封調査・排出者特定を行うことは難しい。ごみステーションの原状回復(清掃など)を最優先に行わざるを得ない。当社では、トラブルが予想されたことから、有料化直後から1年間、ごみ問題対応の外回り職員を2名配置したが、対応が手いっぱいとなった。有料化直後は、有料の指定袋を使用するという考え方に至っていない入居者も多く、指定袋を使用していない燃やせるごみが排出されることが多々あった。その場合は、該当物件の入居者全員に指定袋の使用について周知した上、ボランティア袋が使えないため当社負担で指定袋を買って排出した。オーナー様等に負担を求めることもできず、当社にとって過大な負担であった経緯がある。なお、最近の入居者・オーナー様等へ指定袋の使用が浸透している。ただし、入居者の入れ替わりがあった場合、指定袋の使用を浸透させるまで再び啓発用を行う必要が出てくる。(
- (鹿田不動産管理部センター長) 共同住宅に設置する専用ごみステーションについては、管理会社も毎日特定の物件の管理にかかりきりになれないため、オーナー様が近所に住んでいるか管理人が常駐している一部の物件を除き、管理のし易さや衛生面、冬季間の積雪対策等を考慮すると、どうしても箱型とならざるを得ない。しかし、小型のものでも10万円程度するなど、費用が高く、オーナー様が設置をためらう原因となる。助成制度の充実が求められるのではないかと考えている。なお、補助制度を利用して専用のネット及びサークルのごみステーションを設置すると、却って管理が困難になる。
- (小湊業務課長) ネット及びサークルの購入には、ネット5,000円・サークル7,000円を上限に半額補助する制度がある。また、敷地内の箱型ス

テーションには簡易なものを含めて12,000円を上限に半額補助する制度がある。帰りに資料をお渡しするので参考にさせていただきたい

- ・ (小湊業務課長) 中央区の状況はいかがか
- ・ (関根中央清掃事務所長) 中央清掃事務所に直接苦情も来るが、最近では管理会社さんに直接苦情が入るようになったと認識している。管理会社さんに直接入る苦情については、恐らく、こちら(中央清掃事務所)に入るものよりも強い苦情であろうと認識している。もともと、地域も本当に困っているのだらうと思われるが。現段階では、不適正排出への特効薬はなく、粘り強く排出指導等を行っていくしかない、と考えている。
- ・ (瀧川副会長) 町内会長からは、賃貸住宅の入居者が町内会にも入らない上、ごみステーションをただで使っておいて汚すなど、別の思いがあるのではないか。
- ・ (瀧川副会長) 火災報知機の設置について、法律で義務化されたので、たとえ罰則がなくても、事故等においては瑕疵担保責任が生じる恐れがあるため、管理会社からオーナー様へ設置の依頼がしやすくなった経緯がある。専用ごみステーションの設置を条例化すれば、費用が捻出できないなどの理由で設置をためらうオーナー様へも設置を強く訴えることができる。ごみパト隊の努力は理解できるし、効果があることも理解できるが、実際に不適正排出が無くならない以上は、条例化が有効ではないか。条例の設置には予算もかからないし、専用化も進むし、費用対効果は絶大で良策だと思われるが。

なお、現状では、我々管理会社は、オーナー様から管理費をいただいている立場、オーナー様が我々のお客様なので、我々管理会社からオーナー様へ強い指導ができる立場ではない。しかし、条例化すれば、費用や設置場所の問題から設置をためらうオーナー様へも強く専用ごみステーションの設置を働きかけることができる。

条例化が特効薬となって一気に解決すると思う。専用ステーションを設置し、ごみの排出マナー向上取り組むなど、真面目に対応しているオーナー様がばかばかしくならないよう、配慮を望む。管理会社は町内会やオーナー様との板挟みで辛いところだと思う。

- ・ (小湊業務課長) 条例化は、設置場所がない物件もあるなど、難しい側面もある。また、実際に悪質な物件はごく一部なので、政策として適切か、検討する必要もある。まずは、ポスターやチラシによる啓発等、札幌市と不動産管理会社や関連団体など、協力してできることを実施していきたい。そういった活動・努力が全て限界だ、となった後に改めて条例化について検討したい。悪質な排出マナー違反に対して、現状では、こうすればうまくいく、といったような特効薬的な施策はないと認識しており、対応に苦慮している
- ・ (浅野清掃事業担当部長) 札幌市で、入居者への啓発のため、何か作成できるポスターやチラシなどがあれば提案していただきたい。

- ・ ((株)常口アトム 鹿田不動産管理部センター長) 当社では、ごみの有料化に伴い、入居者のしおり(入居時に、入居者へ渡す案内パンフレット)を刷新し、約20ページ中4ページをごみに充てている。さらに、管理物件の掲示板にごみの分別案内等を掲示している。大手の管理会社は、入居者への啓発や入居者への通知など、ごみの啓発にはかなり手間をかけている。ただし、管理会社とすれば、強制力(権限)がないので対応に限界がある。なお、カレンダーを半年ごとに掲示し直さなければならないのが手間だ。
- ・ (小湊業務課長) 4週サイクルでごみ種が変わる曜日があるため、収集曜日は固定できないので、カレンダーは必要である。カレンダーの掲示し直しが大きな手間なことは理解しているが。
- ・ ((社)全国賃貸住宅経営協会 北海道支部 高橋事務局長) 管理会社として、管理していて感じるのだが、ごみ・騒音・家賃滞納などの代表的な管理上の問題に関して、一部にルールを守るつもりのない悪質な者が必ずいる。例えば、単身者向けの物件では、2年～2年半程度で入居者が入れ替わることも多いが、我々管理会社は、ごみ排出マナーについても、その(入居等の)都度、一生懸命説明しているが、一部には、やはりマナーを守るつもりのない悪質な者が必ずいる。そのような悪質な者に対して、例えばごみ排出マナーに関して(ポイ捨て禁止条例のように)条例化することは有効な手段だろう。例え罰則がなくても、精神的な圧力はある。条例化すれば、マスコミ等が取り上げるなど、宣伝効果も期待できる。ただし、マナー対策の基本は、(悪質な者ではない)他の大部分の人に対して行うものであり、徹底した啓発活動が有効であると考えている。
- ・ ((社)全日本不動産協会 北海道本部 本間事務局長) 大部分の善意の人に対しては、徹底したQ&Aの周知が効果的である。
- ・ (瀧川副会長) 意識の低い人は印刷物を読まないことが問題だ。
- ・ (浅野清掃事業担当部長) 札幌市で作成する啓発用品について、例えば、A3版1面で、ごみの分別区分が簡単に分かり、掲示できるようなものなどを考えているのだが。次回の会議で、こちらの試作品を提示してご意見をいただきたいと思っている。
- ・ ((社)全日本不動産協会 北海道本部 本間事務局長) 一目で見て理解できるものは良い。(
- ・ ((株)常口アトム 武藤営業推進部マネージャー) 当社と清掃事務所が共同で問題解決にあたるため、当社管理物件のリストを札幌市の提示(情報提供)することはできるだろう
- ・ (発言多数) カラスの被害を抑えることが重要だ
- ・ (札幌市アパート業協同組合 本間事務局長) 新たなアクションを起こし、マスコミ等にも十分PRしていくことが大切だ。
- ・ (札幌市アパート業協同組合 本間事務局長) 条例化については、色々な立場から色々な意見があるので、難しいと考えている。それよりも、ごみ出しルール違反は限られているので、ターゲットを絞って、対応すべき

だろう。指定袋を使用しない、手数料逃れを無くすべきだ。

- (社)高層住宅管理業協会 北海道支部 白旗事務局長) 分譲マンションでも、昔に建てられた比較的小規模なもの(3~4階建てが多い)では、専用ごみステーションを持たないものがあり、専用ステーションの設置を条例で義務化されても対応は難しいだろう。
- (小湊業務課長) 北海道宅地建物取引業協会と札幌市の市民まちづくり局で、町内会加盟促進に関して協定を結んでいる例もあり、パトロール強化や啓発強化などごみ排出マナー改善に向けて、協定を結べないか。
- (多数意見) ごみ排出マナーは会員共通の問題と認識している。協定に向けて検討することは良いだろう。なお、多くの業者は業界団体(公益法人等)に加盟しているところがほとんどであり、特定の業者と協定を結ぶよりは、業界団体と札幌市で協定を結び、団体加盟企業に協力を呼び掛ける形が良いのではないか。また、こういった取り組みをマスコミ等へPRすることも重要だ。悪質なものへのプレッシャーとしても有効だろう。
- (江連白石清掃事務所長) 札幌市と業界団体の協定は、パト隊など清掃事務所の士気向上にもつながる有益なものと考えている。また、札幌市(清掃事務所)と協力の上、ごみ排出マナー優良物件の表彰制度などを設けるのも効果的だろう。
- (多数意見) 次回の会議は雪の降る前に開催してほしい(冬季間は業務多忙なため)。
- (消防局予防部 村上予防課長) 特に夜間のごみ放置やごみの散乱等は放火を誘発する恐れがあるため、ごみステーションを常にきれいにしておくことは重要だ。今後も皆さんと協力していきたい